

著作権法について

図書館資料のコピーは著作権法に基づき、大学図書館に認められている範囲内において利用することができます。コピー機は2階閲覧室と3階閲覧室に設置してあります。

コピーするときには、特に次の点に注意してください。

- ①本学図書館所蔵の資料の一部分を、ひとり一部に限ってコピーすることができます。ただし、写真や絵画はコピーすることができません。また、使用目的は研究・調査のために限られています。
- ②コピーをするときは、必ず「文献複写申込書」に必要事項を記入してください。
- ③コピーを終了したら、資料は元の場所に戻すか、返却台に置くようにしてください。
- ④コピー機を利用するにはコピーカードが必要です。図書館内では販売していませんので、修大生協で購入してください。

著作権法（抜粋）

（図書館における複製）

第31条 図書、記録その他の資料を公衆の利用に供すること目的とする図書館その他の施設で政令で定めるもの（略）においては、次に掲げる場合には、その営利を目的としない事業として、図書館等の図書、記録その他の資料（略）を用いて著作物を複製することができる。

- 1 図書館等の利用者の求めに応じ、その調査研究の用に供するために、公表された著作物の一部分（発行後相当期間を経過した定期刊行物に掲載された個々の著作物にあつては、その全部）の複製物を一人につき一部提供する場合
- 2 図書館資料の保存のため必要がある場合
- 3 他の図書館の求めに応じ、絶版その他これに準ずる理由により一般に入手することが困難な図書館資料の複製物を提供する場合

文献複写申込書

2010年4月1日

学籍番号／利用者番号 0111111

氏 名 修大 太郎

資料名	巻号／年月日	頁／面
修道法学	1(1) 1977	1-9

注1 本学図書館に所蔵する文献以外は取り扱いません

2 この申込書による著作権に関する責任は申込者が負います。

つまり!!
図書館内のコピー機では、個人のノートやプリント類はコピーできないことになっています!